

■アセスメントサービス利用約款 変更点一覧

2015年1月1日改訂

	改訂前	改訂後	改訂のポイント	
アセスメントサービス 利用基本約款	第9条（知的財産権の帰属）	本ツール（内容、配列、採点方法、マニュアル、解説書等を含む）に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および28条に定める権利を含む）は、すべて乙または株式会社リクルートマネジメントソリューションズに帰属する。	本ツール（内容、配列、採点方法、マニュアル、解説書等を含む）に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および28条に定める権利を含む）は、すべて乙に帰属する。	リクルートマネジメントソリューションズ（RMS）がRMSに属する商品・サービスを対象とした新約款を作成し適用する対応を取ったことによる変更。
	第10条（禁止行為および甲の義務）	甲は、本サービスを乙が予め承諾した利用目的のみ使用するものとし、その他の目的で本ツールを利用してはならない。なお、当該利用目的以外の本ツールの利用とは、甲以外の法人（甲の親会社、子会社、関係会社等を含む）、および甲の従業員・採用応募者以外の個人（以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という）に対する本ツールの実施が含まれる	甲は、本サービスを乙が予め承諾した利用目的（甲の採用選考および甲の受検者等の適性の評価ならびに受検者等の自己理解の目的等を含み、以下「利用目的」という。）にのみ使用するものとし、その他の目的で利用してはならない。なお、その他の目的とは、甲以外の法人（甲の親会社、子会社、関係会社等を含む）での本サービスの利用、および甲の従業員ならびに甲の指定する受検者または回答者（以下総称して「受検者等」という）以外の個人（以下甲以外の法人および当該個人をあわせて「第三者」という）に対する本ツールの実施、商業目的での利用を含むが、これらに限られない	SPIの主たる利用目的ならびに利用目的外の利用を具体的に例示
	第15条（個人情報の保護）	甲の個人情報の取扱いの委託を受ける場合	甲より個人情報の取扱いの委託を受ける場合	表現の統一と修正
	第16条（採点データの利用）	甲および受検者または回答者等が識別、特定できないように	甲および受検者等が識別、特定できないように	表現の統一と修正
第20条（乙の損害賠償および免責）	2. (1)甲または受検者が日本以外の国または地域において本サービス（採点結果の利用を含む）を利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲または受検者その他の第三者に損害が生じた場合	2. (1)甲または受検者等が日本以外の国または地域において本サービス（採点結果の利用を含む）を利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲または受検者等その他の第三者に損害が生じた場合	表現の統一と修正	
ペーパーテスト サービス利用約款	第1条（趣旨）	ペーパーテストサービス利用約款は、	ペーパーテストサービス利用約款（以下「個別約款」という）は、	表現の統一と修正
	第2条（ペーパーテストサービス）	乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	乙が当該受検者等の採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	表現の統一と修正
インハウスCBT サービス利用約款	第1条（趣旨）	インハウスCBTサービス利用約款は	インハウスCBTサービス利用約款（以下「個別約款」という）は	表現の統一と修正
	第2条（インハウスCBTサービス）	甲の受検者が当該環境に接続可能な甲の用意したコンピュータ等を使用して本テストを受検し、乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	甲が指定する本テストの受検者または回答者（以下あわせて「受検者等」という）が当該環境に接続可能な甲の用意したコンピュータ等を使用して本テストを受検し、乙が当該受検者等の採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	表現の統一と修正
	第3条（本テストの実施）	1. 甲は、本テストの実施にあたり、問題の複製等の不正行為がなされないよう受検者を監督する義務を負う。 4. (略)。乙の責に帰すべからざる事由（回線の混雑、回線障害、コンピュータ機器の障害等）により受検者が本テストを受検できず、	1. 甲は、本テストの実施にあたり、問題の複製等の不正行為がなされないよう受検者等を監督する義務を負う。 4. (略)。乙の責に帰すべからざる事由（回線の混雑、回線障害、コンピュータ機器の障害等）により受検者等が本テストを受検できず、	表現の統一と修正 表現の統一と修正
WEBテスト サービス利用約款	第1条（趣旨）	WEBテストサービス利用約款は、	WEBテストサービス利用約款（以下「個別約款」という）は、	表現の統一と修正
	第2条（WEBテストサービス）	甲の受検者が当該環境に接続可能なコンピュータ等を使用して本テストを受検し、乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	甲が指定する受検者または回答者（以下あわせて「受検者等」という）が当該環境に接続可能なコンピュータ等を使用して本テストを受検し、乙が当該受検者等の採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	表現の統一と修正
	第3条（本テストの実施）	1. 甲は、本テストに関する受検者向け利用規約に同意した受検者に対し、本テストを実施することができる。	1. 甲は、本テストに関する受検者等向け利用規約に同意した受検者等に対し、本テストを実施することができる。	表現の統一と修正
		2. 甲は、受検者に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検するよう指示する。	2. 甲は、受検者等に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検するよう指示する。なお、甲は、乙が指定する手続きに則りシステム連携等必要な対応を行った上で、甲のホームページ等から受検者等が本テストを受検することができる仕組みを利用することもできる。	無登録方式の記載を3項から本項に移行
		3. 受検者は、甲と乙が所定の手続によって発番する企業別受検ID・パスワード（以下あわせて「企業別受検ID等」という）を使用して、本テストを受検できるものとする。なお、甲は、甲のホームページに採用選考の応募者として登録した者が本テストを受検することができる仕組みを採用することもできる。	3. 受検者等は、前項の甲の指示により、甲と乙が所定の手続によって発番する企業別受検ID・パスワード（以下あわせて「企業別受検ID等」という）を使用して、本テストを受検できるものとする。	無登録方式の記載を本項から2項に移行
	(該当条項なし)	4. 甲は、受検者等が自己の責任で本テストを受検することから、すべての受検者等が甲の指定する受検期間に本テストの受検を完了することについて、乙が何ら保証するものではないことを予め承諾するものとする。	乙の免責事項を追加	
第4条（企業別受検ID等の管理）	1. 甲は、受検者に、企業別受検ID等を厳重に管理させる義務を負い、	1. 甲は、受検者等に、企業別受検ID等を厳重に管理させる義務を負い、	表現の統一と修正	
	2. 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲の企業別受検ID等を用いて本テストを受検等した場合、乙は、当該受検等が当該受検者によるものとみなす。	2. 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲の企業別受検ID等を用いて本テストを受検等した場合、乙は、当該受検等が当該受検者等によるものとみなす。	表現の統一と修正	

テストセンターサービス 利用約款	第1条（趣旨）	テストセンターサービス利用約款は、	テストセンターサービス利用約款(以下「個別約款」という)は、	表現の統一と修正	
	第2条（テストセンターサービス）	テストセンターサービスとは、受検者が、乙が開発した適性検査等(以下「本テスト」という)のすべてまたは一部を乙のテストセンターで受検し、乙がその採点結果を受検者の指示した企業に報告するサービスの総称をいう。	テストセンターサービスとは、甲が指定する受検者または回答者(以下あわせて「受検者等」という)が、乙が開発した適性検査等(以下「本テスト」という)のすべてまたは一部を乙のテストセンターで受検し、乙がその採点結果を受検者等の指示した企業に報告するサービスの総称をいう。	表現の統一と修正	
	第3条（本テストの利用）	1. 甲は、乙の定める受検者向け利用規約に同意した受検者のみが本テストを受検できることを承諾する。	1. 甲は、乙の定める受検者等向け利用規約に同意した受検者等のみが本テストを受検できることを承諾する。	1. 甲は、乙の定める受検者等向け利用規約に同意した受検者等のみが本テストを受検できることを承諾する。	表現の統一と修正
		2. 甲は、受検者に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検し、	2. 甲は、受検者等に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検し、	2. 甲は、受検者等に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本テストを受検し、	表現の統一と修正
		3. 受検者は、乙の定める方法によりテストセンターIDを取得して本テストの受検予約を行い、テストセンターにて本テストを受検する。	3. 受検者等は、乙の定める方法によりテストセンターID等(次条1項に定める)を取得して本テストの受検予約を行い、テストセンターにて本テストを受検する。	3. 受検者等は、乙の定める方法によりテストセンターID等(次条1項に定める)を取得して本テストの受検予約を行い、テストセンターにて本テストを受検する。	表現の統一と修正
		(該当条項なし)	4. 甲は、受検者等が自己の責任で本テストの受検予約をすることから、甲の指定する受検期間にすべての受検者等が本テストの受検予約をすること、および受検を完了することを乙が何ら保証するものではないことを予め承諾するものとする。	4. 甲は、受検者等が自己の責任で本テストの受検予約をすることから、甲の指定する受検期間にすべての受検者等が本テストの受検予約をすること、および受検を完了することを乙が何ら保証するものではないことを予め承諾するものとする。	乙の免責事項を追加
		4. 前項の定めにかかわらず、受検者は、テストセンターIDの有効期間内において、新たに本テストを受検することなく、乙に対し、乙が保管する前回の本テストの採点結果を甲に報告するよう指示することができる。乙は、当該採点結果を甲に報告する際、当該採点結果が新たに受検した本テストの採点結果であるか、前回の本テストの採点結果であるかは報告しないものとする。	5. 受検者等は、乙が別途提供する特定の適性検査等を受検していた場合、テストセンターIDの有効期間内において、新たに本テストを受検することなく、乙に対し、乙が保管する前回の適性検査等の採点結果を本テストの結果の一部として甲に報告するよう指示することができる。乙は、当該採点結果を甲に報告する際、当該採点結果が新たに受検した本テストの採点結果であるか、前回の適性検査等の採点結果であるかは報告しないものとする。	5. 受検者等は、乙が別途提供する特定の適性検査等を受検していた場合、テストセンターIDの有効期間内において、新たに本テストを受検することなく、乙に対し、乙が保管する前回の適性検査等の採点結果を本テストの結果の一部として甲に報告するよう指示することができる。乙は、当該採点結果を甲に報告する際、当該採点結果が新たに受検した本テストの採点結果であるか、前回の適性検査等の採点結果であるかは報告しないものとする。	前回結果送信についての表現を修正
	第4条（テストセンターID等の管理）	1. 甲は、受検者に、テストセンターID・パスワード(以下あわせて「テストセンターID等」という)を厳重に管理させる義務を負い、	1. 甲は、受検者等に、テストセンターID・パスワード(以下あわせて「テストセンターID等」という)を厳重に管理させる義務を負い、	1. 甲は、受検者等に、テストセンターID・パスワード(以下あわせて「テストセンターID等」という)を厳重に管理させる義務を負い、	表現の統一と修正
		2. 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲のテストセンターID等を用いて本テストを受検等した場合、乙は、当該受検等が当該受検者によるものとみなす。	2. 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲のテストセンターID等を用いて本テストを受検等した場合、乙は、当該受検等が当該受検者等によるものとみなす。	2. 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲のテストセンターID等を用いて本テストを受検等した場合、乙は、当該受検等が当該受検者等によるものとみなす。	表現の統一と修正
	第5条（テストセンターにおける受検者等の本人確認）	第5条（テストセンターにおける受検者の本人確認）	第5条（テストセンターにおける受検者等の本人確認）	第5条（テストセンターにおける受検者等の本人確認）	表現の統一と修正
	第6条（個人情報の保護）	1. 甲は、乙より報告された受検者の採点結果を含む個人情報(以下「受検者情報」という)を採用および評価の目的にのみ利用するものとし、その他の目的で利用しない。	1. 甲は、乙より報告された受検者等の採点結果を含む個人情報(以下「受検者情報」という)を乙が予め承諾した目的(甲の採用選考および甲の受検者等の適性の評価ならびに受検者等の自己理解の目的等を含み、以下「利用目的」という。)にのみ利用するものとし、その他の目的で利用しない。	1. 甲は、乙より報告された受検者等の採点結果を含む個人情報(以下「受検者情報」という)を乙が予め承諾した目的(甲の採用選考および甲の受検者等の適性の評価ならびに受検者等の自己理解の目的等を含み、以下「利用目的」という。)にのみ利用するものとし、その他の目的で利用しない。	採点結果の個人情報の利用範囲を具体的に例示
		3. 甲による受検者情報の取扱いに関し、受検者その他の第三者から乙に対して苦情または訴訟提起がなされた場合、かかる苦情または訴訟について、甲は甲の責任と費用でこれを解決するものとし、乙はその責を負わない。	3. 甲による受検者情報の取扱いに関し、甲の責めに帰する事由により受検者等その他の第三者から乙に対して苦情または訴訟提起がなされた場合、かかる苦情または訴訟について、甲は甲の責任と費用でこれを解決するものとし、乙はその責を負わない。	3. 甲による受検者情報の取扱いに関し、甲の責めに帰する事由により受検者等その他の第三者から乙に対して苦情または訴訟提起がなされた場合、かかる苦情または訴訟について、甲は甲の責任と費用でこれを解決するものとし、乙はその責を負わない。	乙の免責となる条件を規定